

『平成17年度施策実施状況調査』

施策名		地上放送のデジタル化の推進			担当部局名	情報通信政策局 地上放送課			
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)		<p>地上放送のデジタル化は、高画質化、高音質化、データ放送の実施など、国民に最も密着した基幹的な情報通信メディアである地上放送サービスの高度化や、デジタル化された通信とのトータルデジタルネットワークの完成による電子商取引、電子自治体の業務などの新しい社会基盤としての領域の拡大が期待されるとともに、有限稀少な周波数資源の有効利用の促進等社会的意義が高いものである。</p> <p>また、地上放送のデジタル化は、国民が視聴する放送番組・情報が全国一律的なものから、地域独自の多様なものに変化していく中で、極めて大きな環境変化を及ぼすものであり、デジタル化の進展により、地域独自の番組、固有の情報の制作、発信を促進し、地域の情報化、地域振興に大きく寄与するものであり、上位政策目標に貢献するものである。</p>							
主な指標の状況		主な指標等	目標値	目標年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度		
		アナログ周波数変更対策推進率	100%	19年度	約0.3%	約28%	約54%		
		高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく認定事業者等	120社程度	16年度	65社	119社	127社		
		地上デジタルテレビジョン放送の開局数・世帯カバー率	約1700万世帯	16年度	—	22局 約1200万世帯	34局 約1800万世帯		
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要		平成14年度	平成15年度	平成16年度		
		アナログ周波数変更対策	地上デジタル放送用の周波数を確保するため、アナログ周波数変更対策を実施		4,547百万円	31,644百万円	46,655百万円		
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要						
		免許制度整備	地上放送のデジタル化にあたっては、平成14年9月、関係省令・告示の整備を行うとともに、「地上デジタルテレビジョン放送局の免許方針」を制定。三大広域圏については平成15年12月1日に放送開始されたところである。また平成16年度において茨城県、富山県、神奈川県、岐阜県、兵庫県各県域局が放送を開始するなど、順調に開局しているところである。						
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要							
	金融支援及び税制支援	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法等に基づく認定を行い、税制・金融上の支援制度を積極的に活用し、地上放送施設のデジタルを推進する。							
(業務改善への取組状況)									
アナログ周波数変更対策は16年度までに推進率50%を越え順調に推移している。また地上デジタル放送は15年の三大広域圏を皮切りに、16年度は茨城県、富山県、神奈川県、岐阜県、兵庫県の各県域局が放送を開始するなど当該制度の運用が有効に機能している。また16年12月には開局ロードマップ(県庁所在地)を作成、公表し広く周知を図った。また、財政投融资、税制等の各種支援措置について、機会を捉え、業界団体の会合等において周知の強化を図った。									
本施策に関する課題等の状況		<p>2004年7月、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について情報通信審議会から中間答申を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民との接点が多く、大きな波及効果が期待できる公共分野において、地上デジタル放送ならではの高度の機能を活用したサービスの可能性を視聴者に提示し、新たな需要喚起を図る。</li> <li>・既存インフラの活用等、地上デジタル放送の全国均衡のとれた整備を実現するための環境整備</li> </ul> <p>といった取組を推進しているところであり、具体的には、防災、教育等の公共分野における、地上デジタル放送有効性を検証するための実証実験の実施に向け、関係省庁とも連携しつつ、その具体的内容を検討している。</p> <p>また、地下街等の対策は携帯電話で進んでおり、テレビ・ラジオの機能が付加された携帯電話が今後普及していくと携帯電話と携帯端末向け放送のサービスエリアの格差が拡大することが懸念され、また、防災上の観点からも早急の対策が必要である。このため、地下街等でのテレビ・ラジオ放送普及に向けて予算、制度を含めた早急な検討が必要である。</p> <p>また、地上デジタル放送の認知については、約8割の人に認知されているものの、アナログ停波の時期についてはほとんどの人に正しく認知されていない。2011年の認知のアナログ停波の際に社会的混乱が生じないよう、引き続き周知広報活動の実施方法等を改善していく必要がある。</p> <p>現在、アナログ周波数変更対策は全国的に着手しており、17年度においては対策が複雑な地域である瀬戸内及び九州有明地域の対策が本格化する予定であり、また全国各地域において地上デジタル放送が順次開始及び放送エリアが拡大されることから、円滑な推進に向けた所要の対策を確実に実施していく必要がある。</p> <p>また、課題の着実な実施に向けた体制整備も必要である。</p>							
		2006年12月に全国(県庁所在地)で地上デジタル放送開始するため、免許申請、開局をスムーズに行っていく必要がある。			予	制	情		
		今後の更なるデジタル化投資が本格化することに伴い、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づく変更認定の処理が増大することが予定されており、速やかな処理を進める必要がある。			予	制	情		
本施策に関する専門家の意見等		平成16年12月、放送事業者、メーカー、地方公共団体、マスコミ、行政等で構成された「地上デジタル推進全国会議」において、デジタル放送に関するあらゆる関係者が一体となって強力に推進していくための「デジタル放送推進のための行動計画(第5次)」が策定された。							
		また、アナログ周波数変更対策を円滑に実施するため、全国地上デジタル放送推進協議会対策部会等を開催し、放送事業者から意見を取り入れ対策手法に反映。また、各地域においては地域協議会及び連絡調整会議を開催し、対策工事の事前検討や実施状況を把握。							
本施策に関する主な資料		デジタル放送推進のための行動計画(第5次) <a href="http://www.digital-zenkoku.jp/plan/">http://www.digital-zenkoku.jp/plan/</a>							

## 特定周波数変更対策業務に関する事業に関する政策評価

政策所管部局課室名 情報通信政策局 地上放送課 受信対策室

評価年月 平成17年8月

<b>1 事業等</b>	特定周波数対策
<b>2 事務・事業の背景等</b>	<p><b>(1) 背景等</b></p> <p>地上放送のデジタル化は、我が国のほぼ全世帯に普及しているテレビをデジタル化し、家庭における身近で簡便なIT基盤を形成するものであり、多くのメリットを国民にもたらすものとして、その普及を推進しているところである。</p> <p>しかし、我が国の厳しい周波数事情の中、地上デジタル放送開始のためには、デジタル放送用の周波数を確保するため、一部地域で、現行のアナログ放送用の周波数を変更しなければならない。</p> <p>そのため、電波法第71条の2に定める特定周波数変更対策業務として、当該アナログ放送局の周波数又は空中線電力の変更に係わる無線設備の変更の工事をしようとする免許人や、受信設備の設置者に対して、工事に要する費用に充てるための給付金の支給等を行う。</p> <p><b>(2) 根拠法令</b></p> <p>電波法（昭和25年法律第131号）第71条の2</p> <p><b>(3) 関係公益法人</b></p> <p>（社）電波産業会</p>
<b>3 手法及びその結果</b>	<p>地上放送のデジタル化の推進という観点から、アナログ周波数変更対策の進捗率を指標として以下のとおり政策効果の把握を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目標値 100%</li> <li>○目標年度 平成19年度</li> <li>○進捗率 平成14年度約0.3%、平成15年度約28%、平成16年度54%</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4 政策評価の結果</p>	<p><b>必要性、効率性又は有効性の観点からの評価</b></p> <p>○必要性  特定周波数変更対策業務に関する事業は、地上デジタル放送で使用する周波数を確保するために<b>必要</b>不可欠なものである。</p> <p>○効率性  当該事業の実施については、電波法の規定に基づき、実施確実性、財政的基礎の有無、業務実施の<b>公平性</b>の確保等が必要であるが、当該業務に関するノウハウを有し、確実かつ適正に当該業務を実施することができる（社）電波産業会に業務移管したことで、本対策の<b>効率的</b>な実施が可能となっている。</p> <p>また、当該事業の実施にあたって、（社）電波産業会は、関係自治体や警察に協力を得るとともに、地域に受信対策センターを設置して、対策対象世帯に対して所要の周知広報を行い、アナログ周波数変更対策への理解と協力を求めるなど、<b>効率的</b>に実施している。</p> <p>○有効性  当該対策の実施状況は平成16年度までに進捗率50%を越え、地上デジタル放送のエリア拡大に向けて概ね順調に推移していることから、本業務の<b>有効性</b>が認められる。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>指定周波数変更対策機関の指定にあたっては、電波監理審議会に諮問し、相当とする旨の答申を受けている。</p> <p>●指定周波数変更対策機関の指定（平成13年8月8日）  <a href="http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/joho_tsusin/010808_1.html">http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/joho_tsusin/010808_1.html</a></p> <p>また、アナログ周波数変更対策を円滑に実施するため、全国地上デジタル放送推進協議会対策部会等を開催し、放送事業者からチャンネル変更対策あるいは混信対策手法について提言をいただき、今後の課題と取組の方向性を分析する際に活用した。また、各地域において地域協議会及び連絡調整会議を開催し、対策工事の事前検討や実施状況についての報告を受け、課題の把握等に活用した。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6 評価に使用した資料等</p>	<p>・デジタル放送推進のための行動計画（第5次）  <a href="http://www.digital-zenkoku.jp">http://www.digital-zenkoku.jp</a></p>

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日 閣議決定）に基づく評価。